

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 5 日作成

法 令 名	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項	第 11 条第 1 項
処 分 の 概 要	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原 権 者（委 任 先）	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 2 条（定義）、第 3 条（犯罪被害者等給付金の支給）、第 4 条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第 5 条（遺族の範囲及び順位）、第 6 条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第 7 条（他の法令による給付等との関係）、第 8 条（損害賠償との関係）、第 9 条（犯罪被害者等給付金の額）、第 10 条（裁定の申請）、第 11 条第 2 項及び第 3 項（裁定等）、第 12 条（仮給付金の支給等）、第 13 条第 1 項及び第 3 項（裁定のための調査等） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第 1 条（法第 2 条第 5 項の政令で定める要件）、第 2 条（法第 2 条第 6 項の政令で定める身体上の障害の程度）、第 3 条（法第 7 条第 1 項の政令で定める給付等）、第 4 条（法第 7 条第 1 項の給付等に相当する金額）、第 5 条（遺族給付基礎額）、第 6 条（遺族給付金に係る倍数）、第 7 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める期間）、第 8 条（法第 9 条第 2 項の療養に要した費用の額）、第 9 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める法律）、第 10 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める場合）、第 11 条（法第 9 条第 2 項の政令で定める額）、第 12 条（休業加算基礎額）、第 13 条（法第 9 条第 4 項の政令で定める額）、第 14 条（障害給付基礎額）、第 15 条（障害給付金に係る倍数）、第 16 条（法第 12 条第 1 項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則 第 1 条（障害等級に該当する障害）、第 2 条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第 12 条（令第 3 条の 国家公安委員会規則で定める給付等）、第 13 条（令第 4 条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第 14 条（令第 5 条のその他の者の収入日額の算定方法）、第 15 条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第 15 条の 2（法第 9 条第 3 項の国家公安委員会規則で定める場合）、第 16 条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第 17 条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第 18 条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第 19 条（損害賠償を受けた場合の届出）、第 22 条（申請書等の経由）、第 23 条（添付書類の省略）
審 査 基 準	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について(通達)」(令和 7 年 5 月 27 日付け警察庁丙犯被発第 6 号)の別添を行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 8 号ロの審査基準とする。
標 準 処 理 期 間	1 年以内
申 請 先	静岡県警察本部警察相談課
問 い 合 わ せ 先	同 上
備 考	